

# 平成20年5月1日から戸籍・住民票の窓口での「本人確認」が法律で義務付けられました

「戸籍法の一部を改正する法律」および「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が、平成20年5月1日から施行される予定です。

これにより、戸籍・住民票の証明書を請求するときや、婚姻・養子縁組の戸籍届出をするときに、窓口で「本人確認」が必要となります。戸籍・住民票の証明書を請求される場合は、運転免許証などの写真付きの本人確認書類を忘れずにお持ちください。

【お問い合わせ先】 役場住民福祉課 ☎ 77 - 3613 支所住民室 ☎ 78 - 2212

## 2008年4月1日 うみがめ荘 新たなスタートです

うみがめ荘は、1964年(昭和39年)11月にオープンして以来、44年の間、町営の宿泊施設として営業してまいりました。これまでご愛顧くださいましたこと、心より御礼申し上げます。

4月1日(火)から、「株式会社ベストウエスタン日和佐」の経営により「うみがめ荘」の名前を引き継いで、新たな展開を図ることとなりました。

民間企業の経営ノウハウ、幅広いネットワーク力により、地元と共存共栄のもと、町の観光振興・交流人口の拡大等の展開を図り、地域再生につなげていくこととなります。

今まで同様、ご利用のほど、よろしく申し上げます。

なお、日和佐城の管理運営につきましても「株式会社ベストウエスタン日和佐」が引き継ぐこととなりますが、当分の間は改修のため休館することとなりますのでご了承ください。



## 平成20年度美波町育英奨学金を希望される方へ

美波町教育委員会では、優秀な人材を多く育成することを目的に、経済的な理由で就学が困難な学生に奨学金を貸与します。

資格要件等

- ①町内に住所を有する者の子弟で、大学(短大・高専・各種専門学校を含む)、高校に在学し又は入学が決定している者
- ②学業及び人物が優秀で心身ともに健全な者
- ③学資の支弁が困難と認められる者

※他の奨学金と重複してもさしつかえありません。

**奨学金貸与額** ・大学等4万円 ・高校2万円 (どちらも月額)

**利子** 無利子

**返還期間** 卒業1年後から10年以内。但し年間の返還額が大学等で12万円、高校で6万円を下まわることには出来ません。(短大の場合は、返還期間が8年となります。)

**貸与者の決定** 貸与人数は限られておりますので、審査委員会を開催して貸与者を選考します。

**申請方法** 申請書類は教育委員会及び教育委員会分室にありますので、お問い合わせください。

**申請期限** 平成20年5月20日(火)までに教育委員会及び教育委員会分室へ

**問い合わせ先** 教育委員会 (☎ 77 - 3620)